●●共同企業体協定書

（目的）

第１条　●●共同企業体（以下「当共同企業体」という。）は、次の事業（以下「本事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 長野市発注に係る「長野市財政地理情報システム更改業務委託（令和８年度）」の受託

(2) 前号に附帯する事業

（事務所の所在地）

第２条　当共同企業体は、事務所を●●市●●町●●番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第３条　当共同企業体は、●●年●●月●●日に成立し、本事業にかかる委託契約の履行の３ヶ月を経過するまでの間は、解散することはできない。

２　本事業を受託できなかったときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第４条　当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　●●県●●市●●町●●番地

　　　　　　　　●●会社

　　　　　●●県●●市●●町●●番地

　　　　　　　　●●会社

（代表者の名称）

第５条　当共同企業体は、●●会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第６条　当共同企業体の代表者は、本事業の履行に際し、当共同企業体を代表して、発注者と折衝する権限並びに自己の名義をもって代金を請求し、受領し、及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第７条　各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、本事業について発注者と契約内容に変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　●●会社　　　　　●●％

　　　　　　　　●●会社　　　　　●●％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第８条　当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第９条　各構成員は、本事業の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第10条　当共同企業体の取引金融機関は、●●銀行とし、代表者の名義により設けられた、長野市に登録済みの預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第11条　当共同企業体は、本事業完了の際に本事業について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第12条　決算の結果利益が生じた場合には、第７条に規定する出資の割合により構成員の利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第13条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第７条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第14条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（事業途中における構成員の脱退に対する措置）

第15条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同企業体が本事業を完了する日までは脱退することはできない。

２　構成員のうち本事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本事業を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第８条に基づく割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（本事業途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第16条　構成員のうちいずれかが本事業途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（協定書に定めない事項）

第17条　この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　●●会社外●社は、上記のとおり●●共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　●●　●●　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●会社

代表取締役　●●　●●　印